

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成一六年六月一八日法律第一二六号)

一、提案理由(平成一六年六月四日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました三法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を初めとする公的年金各法及び健康保険法を初めとする公的医療保険各法について被保険者の資格に関する特例を設けるほか、公的年金各法について、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。アメリカから我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法及び公的医療保険各法に関し、被保険者とししないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。公的年金各法の給付の支給要件について、アメリカの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

なお、この法律の施行期日は、協定の効力発生の日としております。

……………(略)……………

以上、三法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一六年六月八日)

衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

両案は、在外邦人及び在日外国人の年金制度等の二重加入の防止等を図るため、アメリカ及び韓国と締結した社会保障協定の実施のために、アメリカとの間では公的年金及

び公的医療保険各法について、韓国との間では公的年金各法について、それぞれ被保険者の資格に関する特例等を設けようとするものであります。

両案は、四月五日本委員会に付託され、六月四日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年六月一日）

国井正幸君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案は、日米両国の年金制度と医療保険制度の適用を調整して、二重加入を解消するとともに、両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法等の公的年金各法及び健康保険法等の公的医療保険各法に関する特例を定めようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、社会保障協定の締結状況及び今後の方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。